

地方財政の拡充を求める意見書

人口減少社会の中でも、地方自治体が住民福祉の増進という本来の使命を果たし、安定的に行政サービスを提供するためには、持続的な財政基盤の構築と、地方財政の健全化を図ることが重要であることは言うまでもない。

しかし、地方財政計画における過去10年間の歳出の推移を見ると、子育てや高齢化、雇用や防災などの行政需要や、国の制度に基づく社会保障関係経費の増大にもかかわらず、歳出総額の伸びは抑制されている。

地方財政審議会において、「社会保障等の対人サービスの適切な提供にはマンパワーの確保が重要である。今後、少子高齢化への対応や社会的に支援が必要な人々へのきめ細かな対応がますます求められる」、「地方公務員の数を減らすことは限界にきている」との意見が出されているが、少子高齢化が全国の先を行く、小規模市町村の多い本県にとっては、とりわけ深刻となっている。

よって、地方財政については、「総額で前年度と同水準を確保する」とどまらず、地方の歳出の拡大が可能となるような措置が必要である。

しかしながら、地方交付税を算定する単位費用を民間委託を進める低コスト団体に合わせる「トップランナー方式」の導入、「まち・ひと・しごと創生事業費」に「行革」努力を反映する地方交付税の算定が継続しようとしている。

地方交付税は地方共有の固有財産であり、算定は「標準的条件を備えた地方団体が、合理的かつ妥当な水準において地方行政を行う場合、または標準的な施設を維持する場合に要する経費を基準」として行うものである。コスト削減を進める一部の自治体の経費を基準にするのは、小規模市町村の実態を踏まえていないものである。

よって、国におかれては、住民と地域の安心・安全を支えている地方自治体がその使命を果たせるよう、次の事項の実現を強く求める。

- 1 地方交付税の法定率の引き上げなど地方財政の拡充を図ること。
- 2 地方交付税は地方共有の固有財産であり、「財源保障」・「財政調整」機能を堅持し、国の政策誘導の手段として用いることは厳に行わないこと。人口減少団体が、安定した財政運営ができなくなるような算定方法とはしないこと。
- 3 公共サービスの低下を招く自治体職員の削減や、地方の状況を考慮してアウトソーシングを押しつけないこと。
- 4 教育現場は課題が複雑かつ困難化しており、教職員等の定数改善、人材と財源の充実・確保を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 三 石 文 隆

内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣
内閣官房長官

} 様